

# 住宅金融支援機構の マンション維持・再生関連制度について



2022年2月22日（火）

---

## 住宅金融支援機構のマンション維持・再生関連制度

# ■ 住宅金融支援機構のマンション維持・再生関連制度

## マンションのライフサイクルに応じて金融面からバックアップします。

### 大規模修繕への備え

修繕積立金の計画的な積立をサポート

**【マンションすまい・る債】**

将来の大規模修繕に備え、修繕積立金の計画的な積立てを支援します。



すまい・る債  
活用の試算

将来の大規模修繕に向けた  
資金計画等の支援

マンション  
ライフサイクルシミュレーション

長期  
修繕ナビ

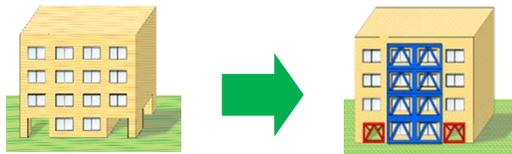
大規模修繕工事費用の妥当性の判断や  
将来に必要な修繕積立金水準、ローン利用も  
視野に入れた収支計画の確認を支援

### 大規模修繕時の支援

修繕・改修時に使える固定金利ローン

**マンション共用部分リフォーム融資**

大規模修繕工事や耐震化工事等の費用  
をご融資します。

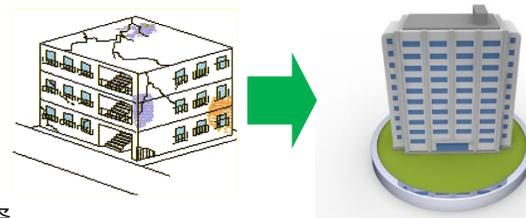


共用部分リフォーム融資  
活用の試算

### 建て替え時の支援

**まちづくり融資**  
(マンション建替融資等)

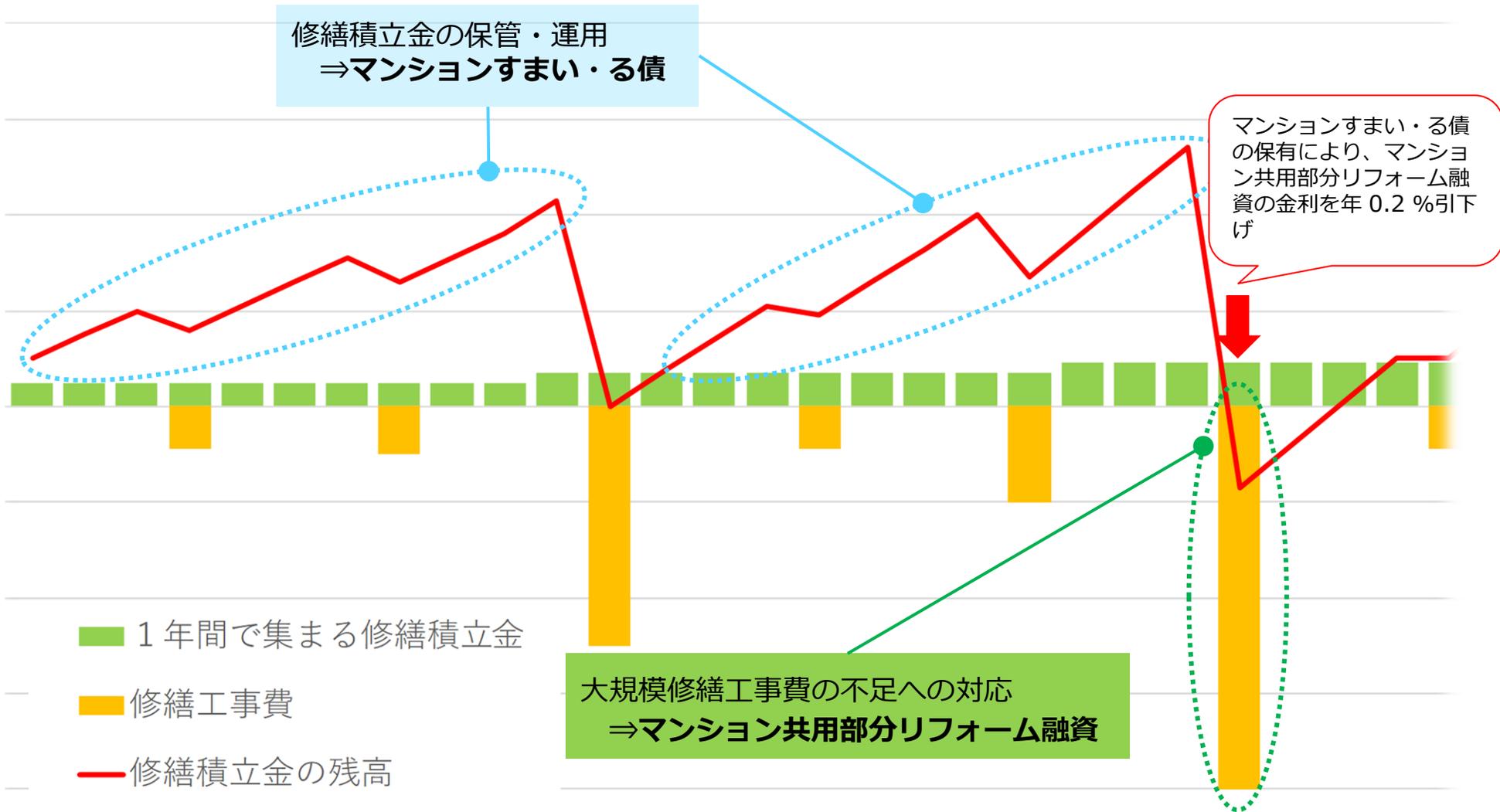
老朽化したマンションの建替費用をご融資  
します。



＜仮称＞マンション大規模修繕  
ガイドブック（令和3年度作成）

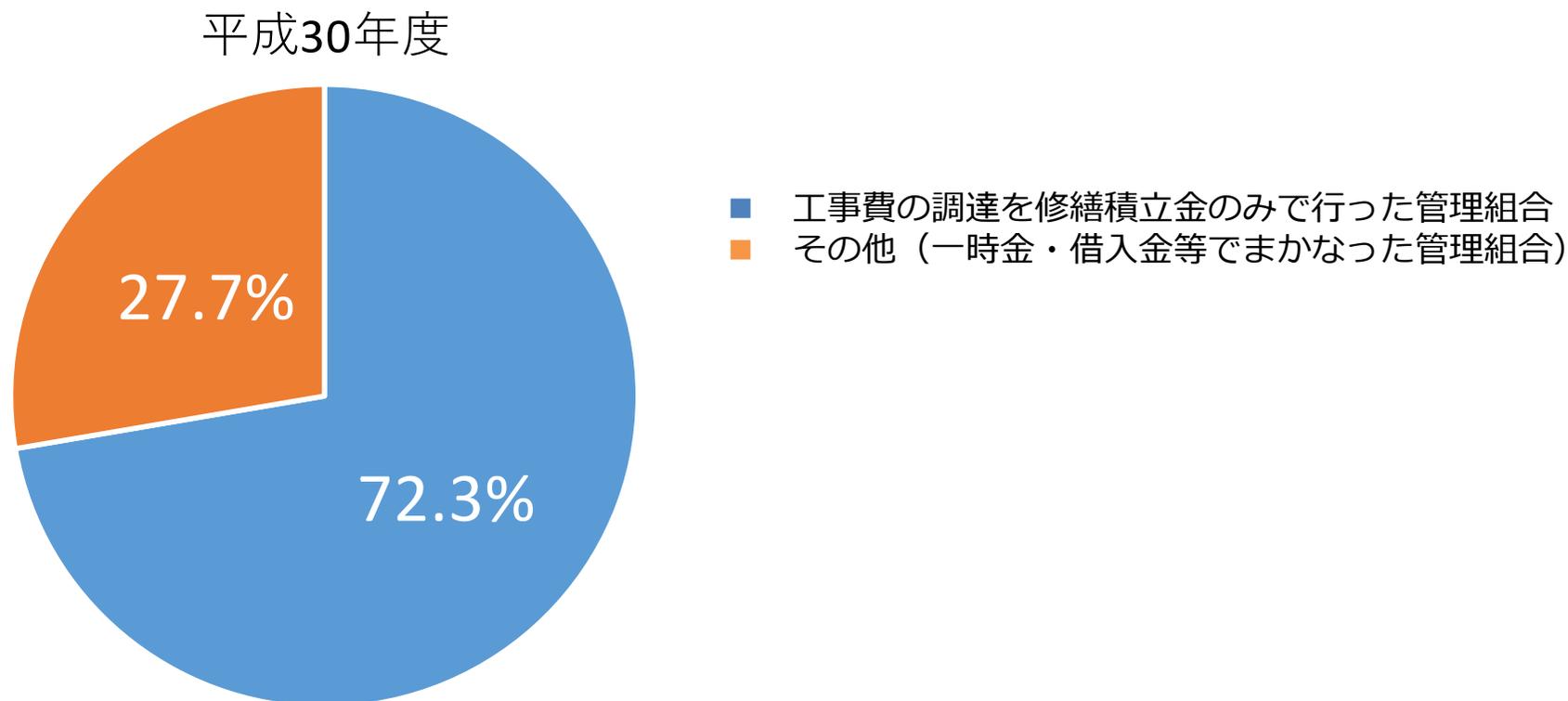
シミュレーションを補完するツールとして作成し、  
マンションの年代別の仕様の特徴や修繕工事の選択肢、  
資金的課題の解決方法、具体的成功事例等を掲載する。

## ■ マンションの資金計画から見た機構制度活用イメージ



## ■ 大規模修繕工事は修繕積立金で行われている？

- 平成30年度の調査によると、大規模修繕工事実施時の工事費の調達については、
  - ・ 100%修繕積立金のみで行った管理組合・・・72.3%
  - ・ **一時金徴収や借入**等を行った管理組合・・・**27.7%**との結果がでています。



国土交通省：「平成30年度マンション総合調査」より抜粋

## ■ マンション共用部分リフォーム融資の概要

住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資には、次の2つの制度があります。

### 管理組合申込み

マンションの共用部分をリフォームする工事を行うときに、マンション管理組合が借入者となる融資です。

### 区分所有者申込み

総会で決議された区分所有者が負担する共用部分のリフォーム工事の一時金に対する、区分所有者向けの融資です。

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例制度」もご利用いただけます。

**「高齢者向け返済特例制度」**とは、満60歳以上の方が利用できる制度です。毎月、利息のみを支払い、借入金の元金は、申込人全員が亡くなったときに、相続人の方からの自己資金等により一括して返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却代金によりご返済いただく制度です。

#### 【ご注意ください】

- ・既存のローンのお借換えには利用できません。
- ・区分所有者申込みは、自らお住まいの方に限ります。賃貸や投資利用されている区分所有者の方はご利用いただけません。
- ・いずれの制度においても、融資のご利用には、お申込みの要件を満たしていただいた上で、審査が必要となります。

「マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み）」  
について

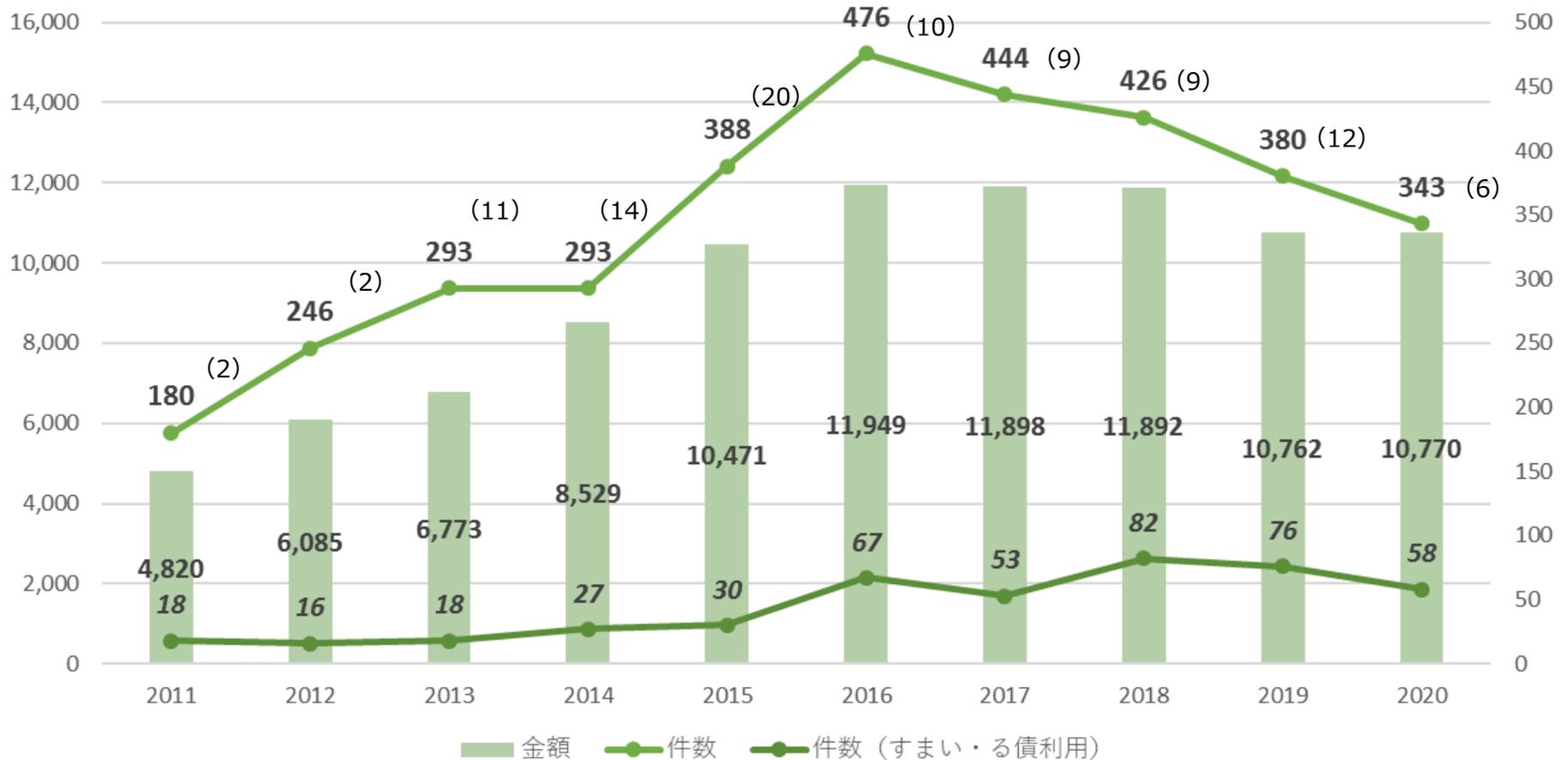
## ■ マンション共用部分リフォーム融資の利用状況①

### 受理金額・受理件数（2011年度～2020年度受理分）

(受理金額/百万円)

(受理件数/件)

※( )内は耐震改修の件数



(備考) 作成時点 (2021年5月) において集計し、作成しているものであり、過去の資料掲載の数値とは異なる場合があります。

## ■ マンション共用部分リフォーム融資の利用状況②

### 築年数別の受理件数（2016年度～2020年度受理分）

(件数/件)



(備考) 作成時点（2021年5月）において集計し、作成しているものであり、過去の資料掲載の数値とは異なる場合があります。

## ■ マンション共用部分リフォーム融資の利用状況③

### 平均像（2016年度～2020年度受理分）

（単位：千円）

戸数区分 (一般)	N (件数)	工事費 (平均)	融資受理金額 (平均)	工事費に占める 融資利用割合 (%)	戸あたり工事費 (平均)	戸あたり 融資受理金額 (平均)
～20戸	429	22,381	10,515	47.0%	1,519	693
21戸～40戸	756	36,882	16,697	45.3%	1,299	575
41戸～60戸	403	56,646	25,278	44.6%	1,168	514
61戸～80戸	168	77,801	33,943	43.6%	1,123	485
81戸～100戸	96	104,793	43,163	41.2%	1,204	485
101戸以上	171	219,285	88,587	40.4%	1,058	415
平均	52	59,783	25,860	43.3%	1,177	498
総計	2,023件					

戸数区分 (耐震改修)	N (件数)	工事費 (平均)	融資受理金額 (平均)	工事費に占める 融資利用割合 (%)	戸あたり工事費 (平均)	戸あたり 融資受理金額 (平均)
～20戸	5	44,304	16,200	36.6%	4,305	1,141
21戸～40戸	8	130,448	32,638	25.0%	3,872	949
41戸～60戸	11	204,710	72,982	35.7%	4,243	1,484
61戸～80戸	8	183,193	51,350	28.0%	2,572	721
81戸～100戸	4	319,321	106,875	33.5%	3,629	1,221
101戸以上	10	607,096	293,650	48.4%	1,479	723
平均	128	268,058	106,950	39.9%	2,115	839
総計	46件					

（備考）作成時点（2021年5月）において集計し、作成しているものであり、過去の資料掲載の数値とは異なる場合があります。

## ■ マンション共用部分リフォーム融資の特長

① 法人格の有無を問いません（**法人格のない管理組合も申込みできます**）

② **担保は不要**です。

\* 機構が承認した保証機関（（公財）マンション管理センター）の保証を受けることが必要です。

③ **全期間固定金利**

\* 借入申込み時点で返済額が確定しますので、返済計画が立てやすく、マンション管理組合の合意がしやすくなります。

④ **耐震改修工事又は浸水対策工事**を行うことにより、**融資金利を一定程度引き下げ**ます。

\* 耐震改修工事又は浸水対策工事と同時に行う大規模修繕工事についても耐震改修工事の金利引下げを適用します。

\* 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月(国土交通省・経済産業省)）」に規定された浸水対策工事のうち、機構が定める工事（止水板又は防水扉の設置等）を行うものが対象となります。

⑤ **マンションすまい・る債**の積立てにより、**融資金利を0.2%引き下げ**ます。

⑥ 返済期間は**1年～10年**（年単位）です。

\* 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は返済期間を**11年以上20年以内**とすることができます。

- ① 耐震改修工事、② 機械式駐車場解体工事、③ エレベーター取替又は新設工事、④ 給排水管取替工事、
- ⑤ アスベスト対策工事、⑥ 玄関又はサッシ取替工事、⑦ 断熱化工事、⑧ 浸水対策工事

## ■ マンション共用部分リフォーム融資の融資額

以下の①又は②のいずれか少ない額が融資額（※1）の上限となります。

### 【工事費等（※2）から決まる融資額の上限】

- ① 融資対象工事費（補助金等の交付がある場合は当該補助金等を差し引いた額）

### 【管理組合の修繕積立金から決まる融資額の上限】

- ② 毎月徴収する修繕積立金×80%以内÷毎月の返済額×100万円（※3）

（注）既に他のお借入れがある場合は、当該借入れに係る返済額も含めた合計の返済額が、毎月の修繕積立金の80%以内であることが必要です。

※1 融資額は10万円単位で、最低額は100万円です（10万円未満は切捨て）。

※2 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等のみを実施する場合も融資の対象となります（詳細は機構本支店までお問い合わせください。）。

※3 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たした上で、60%以内とする必要があります（詳細は機構本支店までお問い合わせください。）。

## ■ 修繕積立金・管理規約に関する主な要件

- **毎月の返済額は、毎月徴収する修繕積立金額の80%以内**となること
- 修繕積立金が一年以上定期的に積み立てられており、原則として**滞納割合が10%以内※**であること
- 修繕積立金は**管理費や組合費と区分して経理されていること**
- 管理規約において管理費又は組合費から支出すべき経費に**修繕積立金を充当できる旨の定めがないこと**

※ 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たした上で、毎月の返済額は、毎月徴収する修繕積立金額の60%以内とする必要があります(詳細は機構本支店までお問い合わせください。)

## ■ 融資金利

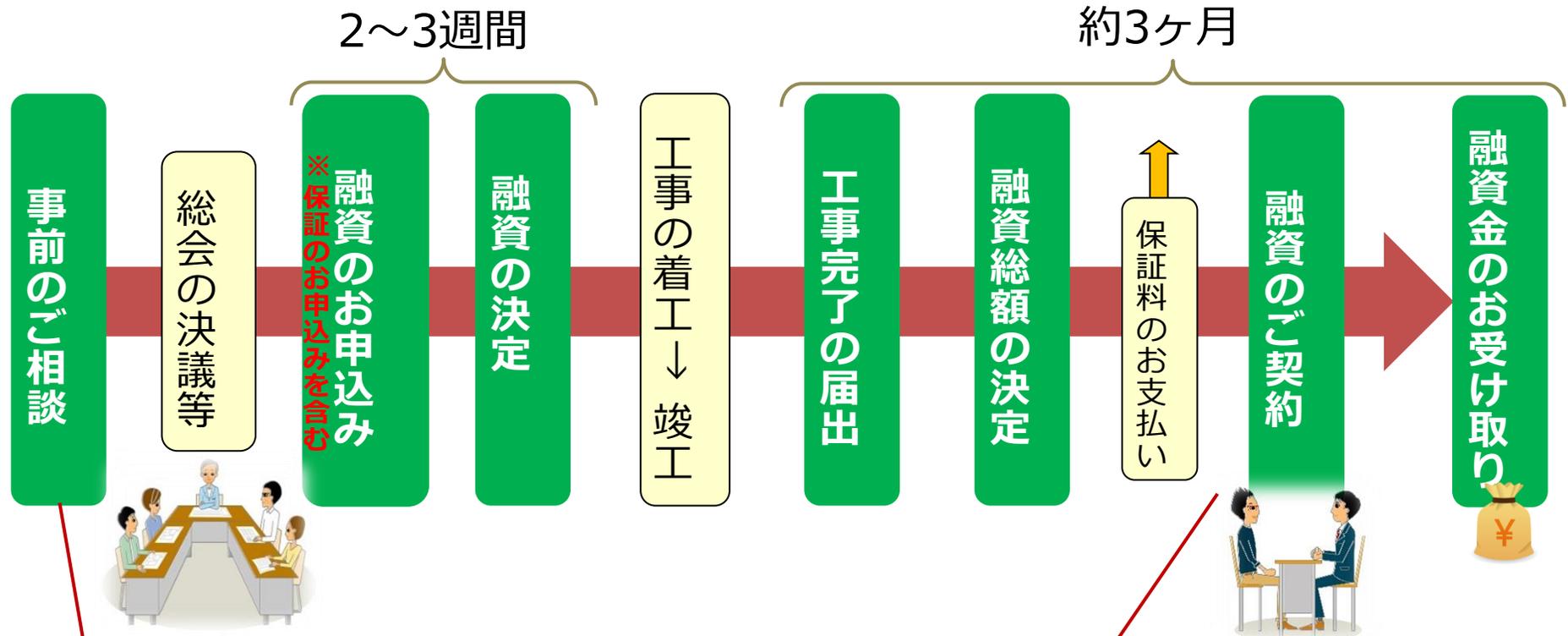
### 【2022年2月1日からの適用金利】

返済期間が1～10年以内	融資金利	マンションすまい・る債 積立管理組合向け
マンション共用部分リフォーム	年0.68%	年0.48%
耐震改修工事又は浸水対策工事 を含む場合	年0.43%	年0.23%
返済期間が11～20年以内	融資金利	マンションすまい・る債 積立管理組合向け
マンション共用部分リフォーム	年1.07%	年0.87%
耐震改修工事又は浸水対策工事 を含む場合	年0.88%	年0.68%

※ 金利はお申込み時の金利が適用されます（金利は毎月見直します。）。

※ 最新の金利は、機構のホームページ（<https://www.jhf.go.jp/>）でご確認ください。

## ■ 共用部分リフォーム融資の手続の流れ



住宅金融支援機構本支店にご相談ください。  
ご相談の際には、次の資料をご用意ください。

- ・管理規約（写）
- ・直近の総会で決議された決算書（写）・予算書（写）
- ・工事見積書 等

（注）工事が完了している場合はお申込みできません。

委任状のご提出がある場合、  
理事長様にご来店頂くのは取扱金融機関にて行うご契約時のみです。

---

「マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み）」  
について

## ■ マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み）の概要

### ① 以下に該当する方がご利用いただける融資です。

- ・管理組合が共用部分のリフォーム工事を行うに当たり、**一時金を負担する区分所有者の方**（自らお住まいの方に限ります。）

※一時金を負担する旨が管理組合の総会で決議されたものに限ります。

- ・日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
- ・総返済負担率が次の基準以下である方

年収が400万円未満の場合：30%以下 / 年収が400万円以上の場合：35%以下

(注) 高齢者向け返済特例の場合は、管理組合の規約等に基づき区分所有者が一時金として支払う修繕積立金についても融資可能です。

### ② 最長返済期間は、次のうちいずれか短い年数です。 ※高齢者向け返済特例以外の場合

- ・20年以内（1年単位）
- ・年齢による最長返済期間：「80歳」－「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

※返済方法：元利均等返済又は元金均等返済（ボーナス併用払い利用可能）

### ③ 融資対象の住宅（専有部分）に、機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。

※融資額が300万円以下の場合等は、抵当権設定を不要とできる場合があります。

※返済終了までの間、融資住宅（専有部分）に火災保険を付けていただき、保険金額は融資額以上とします。

## ■ マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み/高齢者向け返済特例）

### 商品概要

資金使途	<p>マンションの共用部分のリフォーム工事に必要な資金のうち、管理組合の総会の決議に基づき区分所有者が一時金として負担するもの又は管理組合の規約等に基づき区分所有者が一時金として支払う修繕積立金。</p> <p>※ ローンの借換えにはご利用できません。</p>								
お申込みいただける方	<p>次の全てに該当する方となります。</p> <p>① 借入申込時に満60歳以上の方 (年齢の上限はありません。借入申込時に満60歳以上の同居親族は連帯債務者となることができます。)</p> <p>② 共用部分のリフォーム工事を行うマンションに自ら居住するための住宅を所有している方</p> <p>③ 年収に占める全ての借入れの年間合計額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方 (連帯債務者との収入合算も可能です。)</p> <table border="1"> <tr> <td>[総返済負担率基準]</td> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総返済負担率</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	[総返済負担率基準]	年収	400万円未満	400万円以上		総返済負担率	30%以下	35%以下
[総返済負担率基準]	年収	400万円未満	400万円以上						
	総返済負担率	30%以下	35%以下						
融資限度額	<p>次の①から③までのいずれか低い額が融資限度額となります（※1）。</p> <p>① 1,500万円</p> <p>② 区分所有者が負担する一時金の10割の額</p> <p>③ 保証機関による保証限度額（※2）</p> <p>※1 融資額は1万円単位で、最低額は10万円です（1万円未満切捨て）。</p> <p>※2 保証機関が発行する保証限度額証明書に記載されている金額（保証限度額の上限は1,500万円です。）</p> <p>詳細は、機構のホームページをご覧ください。</p> <p>なお、審査の結果、融資をお断りする場合や融資額がご希望の金額とならない場合があります。</p>								
返済期間	<p>申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでとなります。</p>								
返済方法	<p>毎月のお支払は利息のみです。</p> <p>借入元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅（専有部分）及び敷地（持分））の売却によりご返済いただきます。</p> <p>※ ボーナスイ用払いはご利用いただけません。</p>								
融資金利	<p>全期間固定金利型</p> <p>※ 申込時の金利が適用されます。</p>								

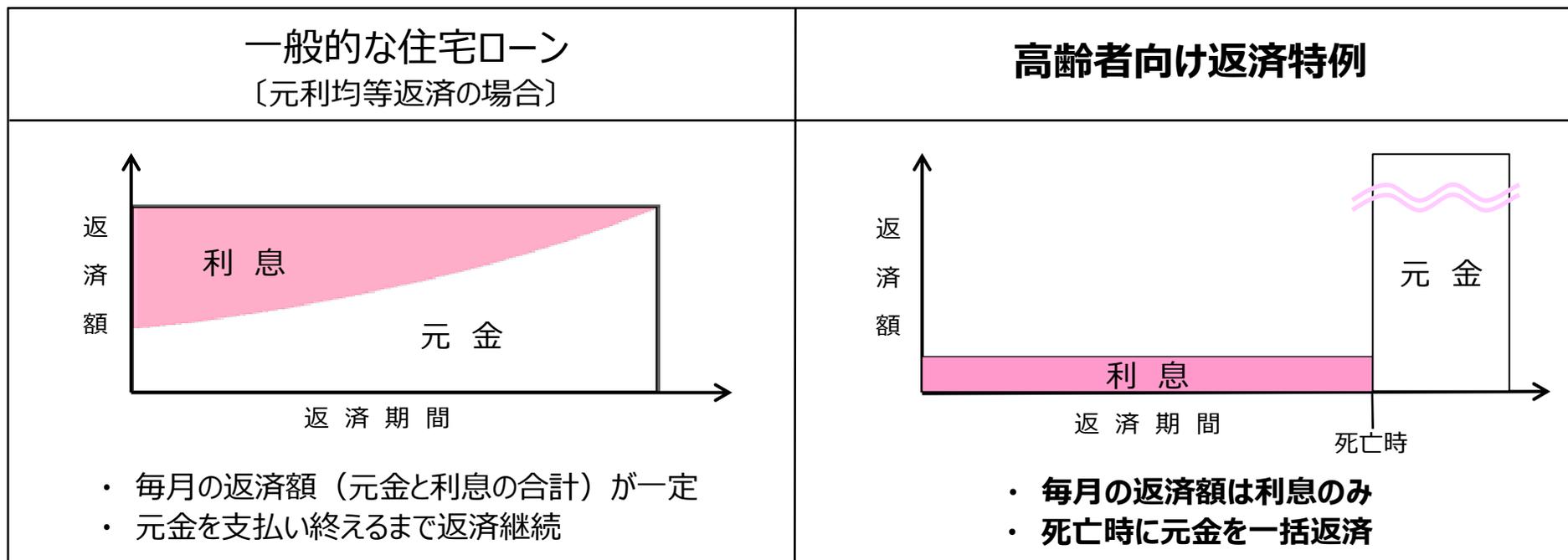
## ■ マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み/高齢者向け返済特例）

### 商品概要

抵当権	融資の対象となる建物及び敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。 ※ 詳細は、機構のホームページでご確認ください。
保証の利用に当たっての 注意事項	機構又は保証機関のカウンセリングと、保証機関による担保物件の評価を受ける必要があります。担保物件の評価の際に要した費用はお客さまの負担となります。 ※ 担保物件の評価の際に要した費用は、保証限度額証明書が発行されない場合又は融資審査の結果融資のご利用のご希望に沿えない場合でも返金されません。 ※ 保証料限度額設定料、保証事務手数料及び保証料が必要です。
火災保険	返済終了までの間、融資住宅（専有部分）に火災保険（損害保険会社等の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付け、建物の火災による損害を補償対象としてください。 ※ 火災保険金請求権（火災共済にあっては、共済金支払請求権）への質権の設定は不要です。
団体信用生命保険	ご利用いただけません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅（専有部分）及び敷地（持分））の売却によりご返済いただきます。なお、住宅及び土地の売却によるご返済後に債務が残った場合は、相続人の方が残債務をご返済いただく必要があります。</li><li>返済期間中は、利息のみのお支払となり、元金が減少しないので、総返済額（利息の支払総額及び一括返済する元金の合計額）は元利均等返済又は元金均等返済の場合の総返済額（毎月の返済額の合計）を上回ります。</li></ul>



## ■ 高齢者向け返済特例制度の返済イメージ



### ● お借入額 300万円の場合の毎月のご返済イメージ（概算）

一般的な住宅ローン〔元利均等返済、返済期間10年、全期間固定金利〕	
借入金利	毎月の返済額
年1.00%	<b>約26,200円</b>

高齢者向け返済特例	
借入金利	毎月の返済額
年1.00%	<b>2,500円</b>

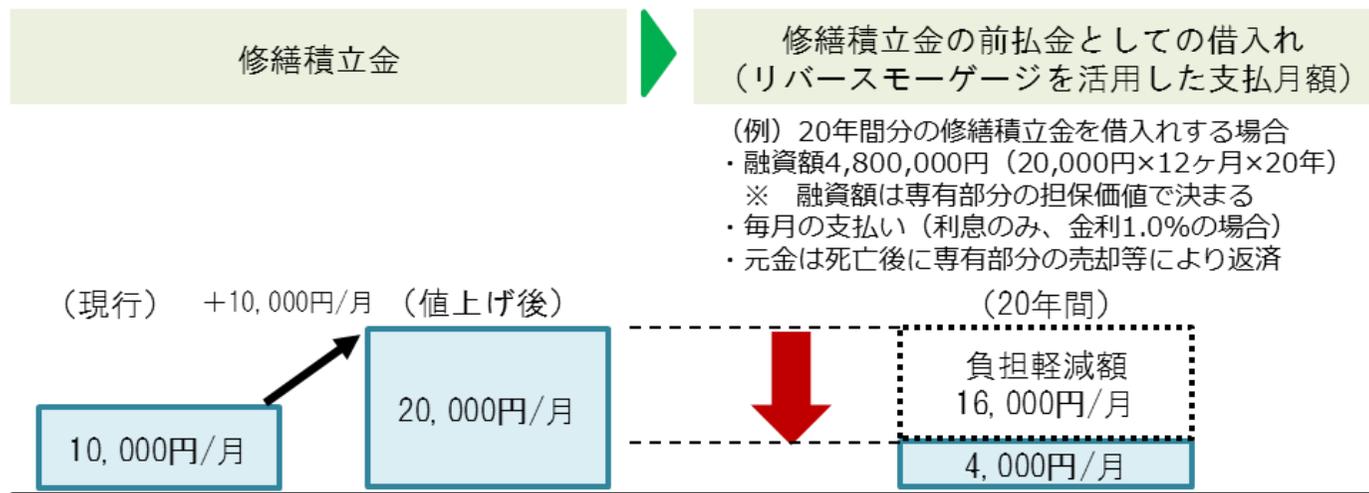
（注）上記返済額は概算です。

## ■ 毎月の修繕積立金に対する区分所有者向けリバースモーゲージ融資

### 制度概要

- ・ マンションの大規模修繕を行う場合で、修繕積立金が不足するときの資金調達手法としては、「管理組合としてローンを借入れ」、「区分所有者から一時金を徴収」、「修繕積立金の引き上げ」等が考えられます。
- ・ 機構では、大規模修繕のために一時金徴収を行う場合の区分所有者に対して当該一時金に融資を行う制度がありますが、その融資の対象範囲を拡大し、今年度から将来の修繕積立金に対して融資を行うことが可能となりました。
- ・ 高齢者（年金生活者）が多いマンションにおいて、リバースモーゲージを活用して将来の修繕積立金に融資を行い、毎月の支払を利息相当部分のみとすることで、区分所有者の負担軽減にも寄与できると考えています（元金は当該区分所有者がお亡くなりになった時に専有部分の売却等により返済）。

<イメージ図> ※保証機関（一財）高齢者住宅財団による保証が必要



## ■ 毎月の修繕積立金に対する区分所有者向けリバースモーゲージ融資

### 制度の利用にあたっての留意点

本融資を利用いただくためには、資金使途や管理組合の会計処理等について、機構が定める融資条件に該当するよう、マンション管理規約の改正等を行うことが必要となります。

具体的には、以下の内容等について管理組合内で合意を形成する必要があります。

- 融資金を修繕積立金の前払金としてマンション管理組合が一括して代理受領すること。
- 融資金を修繕積立金のみ<sup>に</sup>充当すること。
- 充当された修繕積立金について、共用部分リフォーム工事のために使用すること。
- マンションからの退去等に伴い融資金を完済した場合でも、充当された修繕積立金は、マンション管理組合から返還されないこと。

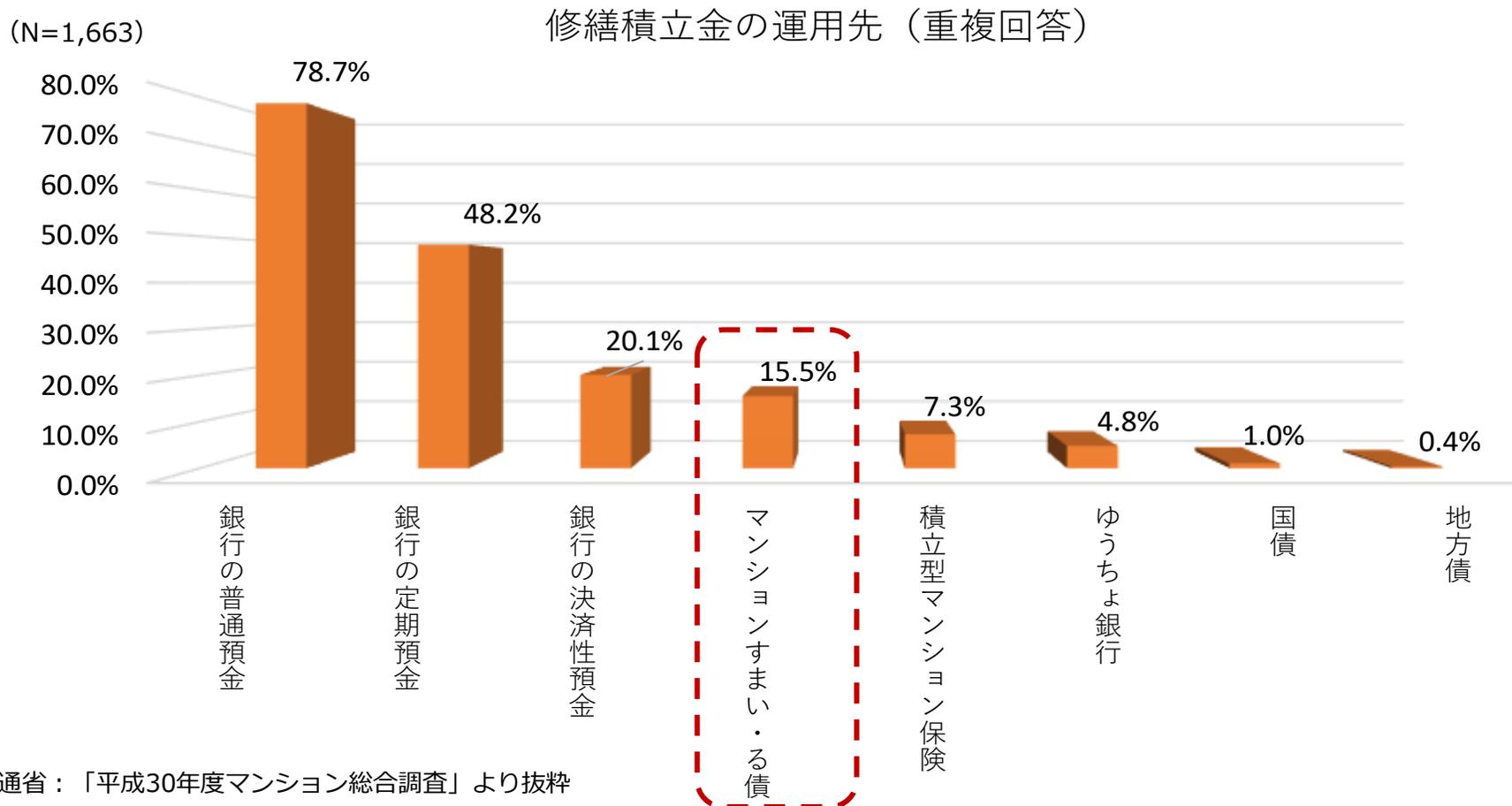
マンション管理規約の改正等に向けた合意形成には、専門家（マンション管理士・マンション管理会社等）のサポートを受けながら検討を進める必要があります。機構においても当該検討を支援するため、個々のマンション管理組合等への事前相談にご対応することから開始しています。

---

## 「マンションすまい・る債」について

## ■ マンションすまい・る債の利用割合

- 銀行の普通預金、定期預金、決済性預金に次いで **4 番目に利用されている運用先** です。
- **約15%**のマンション管理組合にご利用いただいております。



国土交通省：「平成30年度マンション総合調査」より抜粋

## ■ マンションすまい・る債 商品概要

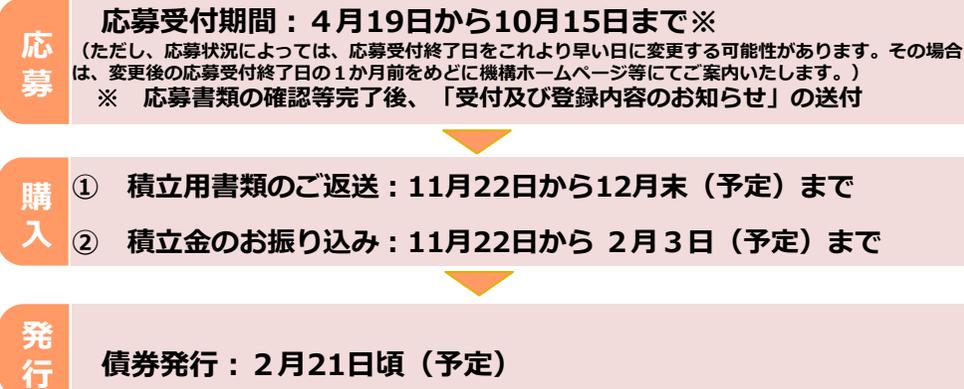
対象となるマンション	区分所有建物である分譲マンションです。 (賃貸マンションは対象となりません。)  注) 沖縄県内に所在するマンションは対象外です。
債券の利率	右図参照
債券の購入額	マンション全体の1年あたりの修繕積立金額に、前年度決算における修繕積立金会計の残高(定期的に積み立てた修繕積立金の残高や修繕積立基金の残高等、修繕積立金会計の各科目の残高の合計額から借入金額を除いた額をいいます。)を加えた金額の範囲内です。なお、この範囲内でマンションすまい・る債を購入することを「積立て」といいます。
購入口数	1回あたり、1口を50万円として複数口購入することができます。
購入回数	同一口数であれば、1回以上最大10回(毎年1回)継続購入して積み立てることができます。
利息の受取	満期まで毎年1回(2月)定期的に利息をお支払します。
中途換金	初回債券発行日から1年以上経過すれば、手数料なしで、修繕工事等のために、1口単位(50万円)で中途換金が可能です。また、中途換金時には、購入金額(元本)に所定の利息を加えた金額をお支払いします。
債券の満期	購入する各債券の満期は、各債券の発行時期から10年後となります。
保護預り	購入した債券が盗難・火災・紛失等の事故に遭い、財産の保全に支障を来すことのないように、全ての債券を機構が無料で保管します。 ※ 債券は、譲渡又は質入れをすることはできません。

【図】2021年度発行する債券の受取利息表(1口(50万円あたり))

経過年数	単年利率 (毎年の利率)	年平均利率	毎年の受取利息額※1 (税引前)
1年目	0.010%	0.010%	50円
2年目	0.034%	0.022%	170円
3年目	0.058%	0.034%	290円
4年目	0.082%	0.046%	410円
5年目	0.106%	0.058%	530円
6年目	0.130%	0.070%	650円
7年目	0.154%	0.082%	770円
8年目	0.186%	0.095%	930円
9年目	0.203%	0.107%	1,015円
10年目	0.237%	0.120%	1,185円
合 計			6,000円

※1 債券の利息は源泉分離課税の適用となり、所得税及び復興特別所得税の合計15.315%相当額を差し引いてお支払します(満期日後の利息は付きません。)

### 【図】債券発行までのスケジュール(概要)

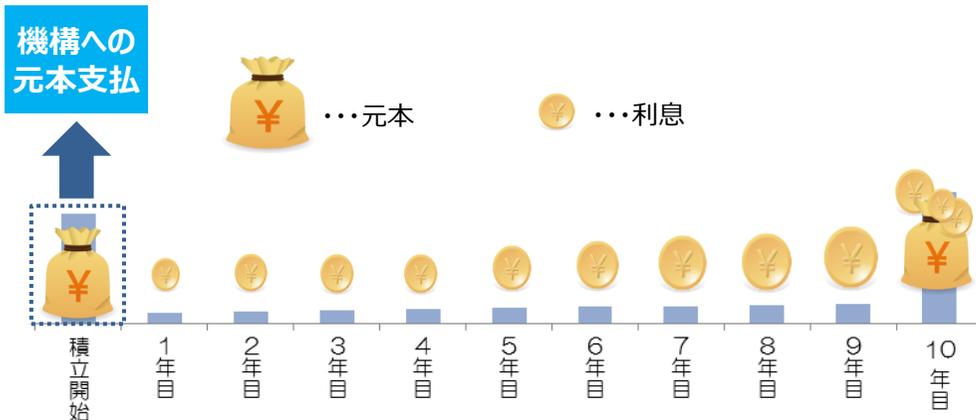


## ■ マンションすまい・る債について

### 【商品の概要】

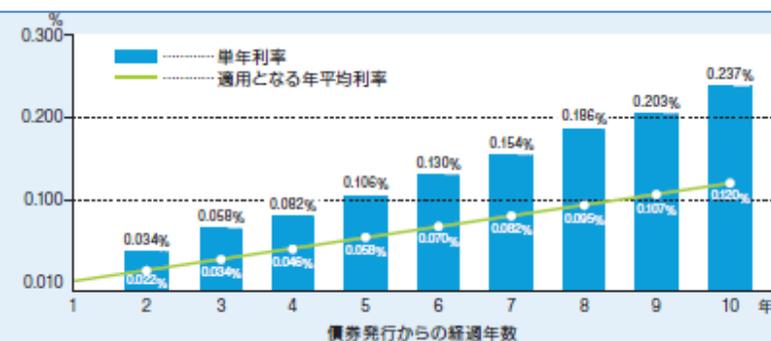
- 国の認可を受け、機構が発行する10年満期の「**利付10年債**」です（下図のイメージ）
- 10年後の満期まで毎年1回、合計10回利息が支払われ、満期時に購入額（元本）と同額が戻ってきます。（利息は毎年2月に受け取れます。）
- 1口50万円単位で、同一口数で10年間連続して積立てが可能です（1回のみでも可能）。
- 2021年度募集の10年満期時年平均利率は**0.120%**（税引後**0.1017%**）です。

10年債のイメージ図※



※ 実際の利息の受取額は、毎年異なります。

年平均利率※



※ 年平均利率：債券ごとに受取利息額の総額を経過年数で平均した利率  
単年利率：実際、毎年（単年）お受取になる利息額に係る利率

## ■ マンションすまい・る債について

### 中途換金について

- 修繕工事のために必要な場合、第1回の債券発行日から1年以上経過すれば、満期前でも中途換金できます。
- 中途換金すると購入額（元本）に、所定の利息を加えた金額が戻ります。

### 「抽せん」制度の廃止について

- マンションすまい・る債の募集にあたって、これまでは、応募口数が募集口数を超えた場合には「抽せん」を実施することとしていましたが、**2021年度募集分から「抽せん」制度を廃止し、応募受付期間中の応募は全て受け付けます。**
- ただし、**募集口数には上限があるため、募集口数の上限に達する見込みとなった場合は、応募受付終了日を前倒しする可能性があります**（※この場合、前倒しした応募受付終了日までに応募された方については、募集口数を超えても応募を受け付けます。）。
- このため、マンションすまい・る債の商品ページ（機構ホームページ）で、応募状況を定期的にご案内するほか、応募受付終了日を変更する場合は、変更後の応募受付終了日の約1か月前をめぐにご案内します。

## ■ マンションすまい・る債について

### マンションすまい・る債の特長

特長  
1

**利付10年債で、毎年1回（2月予定）定期的に利息をお支払**  
お支払する利息は毎年段階的に増加します。

特長  
2

**1口50万円から購入可能で、最大10回継続購入して積立可能**

1口を50万円として、複数口購入することができます。同一口数であれば、1回以上最大10回（毎年1回）継続購入して積み立てることができます。

特長  
3

**中途換金時に手数料はかかりません。**

初回債券発行日から1年以上経過すれば、手数料なしで、修繕工事等のために、1口単位（50万円）で中途換金が可能です。また、中途換金時には、購入金額（元本）に所定の利息を加えた金額をお支払します。

特長  
4

**機構が国の認可を受けて発行している債券**

### マンション管理組合さまへの特典

マンションすまい・る債を購入されたマンション管理組合さまは、次の特典をご利用いただけます。特典は、初回の購入時から債券の残高がなくなるまでご利用いただけます。

特典  
1

**マンション共用部分リフォーム融資の金利を年0.2%引き下げ**

マンション管理組合が機構の「マンション共用部分リフォーム融資」をご利用される際、積立てを行っていないマンション管理組合に比べ、金利を年0.2%引き下げます。

特典  
2

**マンション共用部分リフォーム融資の保証料を2割程度割引**

（（公財）マンション管理センターに保証委託する場合）

## ■ マンションすまい・る債 応募要件

### POINT

▶ マンションすまい・る債に応募いただけるマンションは、区分所有建物である分譲マンションです。  
(賃貸マンションは対象となりません。)

注) 沖縄県内に所在するマンションは対象外です。

要件

1

管理規約が定められていること。

要件

2

長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。

「20年以上」という期間は、長期修繕計画を作成した時点からの期間で、応募を行う時点からの期間ではありません。応募日現在、計画期間内であることを確認してください。

要件

3

反社会的勢力と関係がないこと  
(反社会的勢力と関係があるマンション管理組合はこの制度が利用できません。)

要件

4

将来、マンション共用部分リフォーム融資を利用予定であること  
(ただし、利用していただかなくても問題はございません。)



## ■ お問い合わせ先一覧 (受付時間：平日9:00～17:00)

### マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～

マンション・まちづくり支援部 技術統括室 技術統括グループ ☎03-5800-8159

### マンションすまい・る債

お客さまコールセンター 住宅債券専用ダイヤル ☎0120-0860-23

### マンション共用部分リフォーム融資

北海道	北海道支店 まちづくり業務グループ	☎011-261-8305
青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県	東北支店 まちづくり業務グループ	☎022-227-5036
栃木県・群馬県・新潟県 長野県・東京都・神奈川県 茨城県・埼玉県・千葉県・ 山梨県・静岡県	マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ	☎03-5800-9366
岐阜県・愛知県・三重県	東海支店 まちづくり業務グループ	☎052-971-6903
滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県 富山県・石川県・福井県 徳島県・香川県・愛媛県・高知県	近畿支店 まちづくり業務グループ	☎06-6281-9266
鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県	中国支店 まちづくり業務グループ	☎082-221-8653
福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州支店 まちづくり業務グループ	☎092-233-1509

### まちづくり融資

マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ ☎03-5800-8104

### その他 制度内容

マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり支援企画グループ ☎03-5800-8127



**住宅金融支援機構**  
Japan Housing Finance Agency  
(旧「住宅金融公庫」)